

## 「法人の森林<sup>もり</sup>」を活用した企業のCSR活動の支援

近年、地球温暖化防止等の環境問題などを背景として、企業の社会的責任（CSR）に対する関心が高まっています。

このような中、企業のCSR活動の一環として、森林の整備や保全活動を通じて社会貢献活動を展開したいとする企業の潜在的ニーズに応えるため、「法人の森林<sup>もり</sup>」制度を活用し、国有林のフィールドにおける「企業の森林づくり」への参加を積極的に支援します。

### 法人の森林<sup>もり</sup>とは

企業の皆様と国が共に森林を造成・育成し、伐採後の収益を一定の割合（契約者7：国3）で分け合う制度で、以下の「分収育林」と「分収造林」の2つがあります。

#### 分収育林

国有林において育てている途中の森林について、持ち分の対価、保育管理の諸費用を企業の皆様に負担していただき、樹木を共有して育てる制度です。

##### ○要件等

- ・面積：3ha以上
- ・契約期間：概ね20～最長60年間まで
- ・経費：数百万円程度～
- ・対象とする森林：人工林18年生以上、天然林

#### 分収造林

国有林の土地に企業の皆様が費用を負担していただき造林、保育を行う制度です。

##### ○要件等

- ・面積：1ha以上
- ・契約期間：概ね50～最長80年間まで
- ・経費：1haあたり数百万円程度
- ・対象とする森林：伐採した跡地など



【法人の森林を活用した森林整備】

#### 「法人の森」ではこんなことができます。

- 会社のホームページや環境報告書など環境問題に取り組んでいる企業姿勢をアピール
- 会社の名称、森林造成の趣旨などを掲げた看板の設置
- あずまや、ベンチなどの設置、遊歩道の整備
- 記念行事としての植栽、下刈り等の作業体験、森林浴

問い合わせ先  
近畿中国森林管理局  
国有林野管理課  
担当：鶴田  
TEL 050-3160-6789